

## 早期給付に係る誓約書

私は、高知県営業時間短縮要請協力金（まん延防止）申請等要項に基づいて「高知県営業時間短縮要請協力金（まん延防止）」の早期給付を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

## 記

- 要請期間の全ての日において、対象地域の全ての対象施設における営業時間の短縮又は休業と、酒類の提供の終日停止及びカラオケ設備の利用の自粛（カラオケボックスを除く）を必ず遵守します。また、その旨をチラシ・ポスター等で店舗に掲示又はホームページ等に掲載します。
- 早期給付分を受給した場合、必ず売上高方式で別途本申請（残金給付申請）を行います。その際には必要書類を全て提出します。また、要請に応じていないなど給付対象外であると判明した場合又は本申請を行わない場合は、早期給付分の協力金の返還に応じます。
- 高知県営業時間短縮要請協力金（まん延防止）申請等要項で定めている次の要件を含む全ての申請要件を満たしているとともに、申請書類の内容に虚偽や不正等はありません。
  - ・法令等が求める営業に必要な許可等を取得しており、それを証明する書類を申請書類として添付しています。
  - ・申請者等（代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないなど、高知県営業時間短縮要請協力金（まん延防止）申請等要項の別表2に掲げるいづれにも該当しておらず、かつ、将来にわたっても該当しません。
  - ・業種毎の感染拡大予防ガイドラインを遵守して感染防止対策を実施しています。
- 高知県から申請書類の内容に関して検査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請書類に関して虚偽や不正等が判明した場合、既に協力金の支給を受けているときは、協力金の返還と加算金の支払に応じるとともに、事業者名や施設名（店舗名）の公表に応じます。また、納期限までに協力金の返還等を行わなかった場合は、延滞金の支払に応じます。
- 申請書類に記載した情報を税務情報として使用することに同意します。
- 県の時間短縮要請以前は営業しており、期間終了後も事業を継続します。
- 県内の市町村が、独自に創設した新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための営業時間短縮要請等に対する協力金に関する事業を実施するために必要であるとして、高知県に情報提供（申請者情報、振込先等）の依頼があった場合の提供に同意します。
- 国の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で高知県に情報提供（申請書及び提出資料に記載された情報）の依頼があった場合の提供に同意します。
- その他、高知県営業時間短縮要請協力金（まん延防止）申請等要項の記載事項について理解のうえ、同意します。

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地 \_\_\_\_\_

法人名又は屋号 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。